

2011/05/29

# 移動サービス学習会

---

NPO法人) かながわ福祉移動サービスネットワーク

# かながわ福祉移動サービスネットワークとは

高齢者・障がいを持っているために一人で外出が出来ない人の  
外出を支援する団体(福祉有償運送・移動サービス)  
の活動を支援するネットワーク組織(会員約90団体)

2003年8月設立

移動サービスの法制化に向けて、利用者や活動団体の現場の声をまとめ、フォーラムなどを開催。神奈川県や国交省に要望をあげる。

2006年

福祉有償運送が道路運送法79条に位置付けられる。  
その後も、利用者本位に立ち場で「移動自由な社会」を目指して、相談窓口、制度への働きかけ、普及啓発の事業を行っている。

事業

利用相談窓口、団体支援、運転者認定講習の開催、地域交通創出事業など。

# 移動サービスの利用者とは…

## 移動困難者…

高齢者や、障がいを持った人

ひとりで公共交通機関を使って外出できない人

道路運送法で定める利用対象者は一  
要支援・要介護認定者、  
身体障害手帳を持つ人、  
知的障害・視覚障害・精神障害の手帳を持つ人  
ひとりで公共交通を利用できない人

海外では、妊婦、幼児も対象者だが…

# 移動サービスとは・・・



# 移動サービスとは・・・

## サービスの内容は

運転・介助が一体となったサービス

(身体介助、食事やトイレ介助、着替え、付き添い、精神的な支え、  
玄関の段差介助、**階段介助** = 家の中・団地 など)  
ドア to ドア , ベッド to ベッドのサービス

## 利用目的は

< 生活を支える外出 > …… 外出全体の70～80%

通院、通学・通所、役所、日常の買い物

< 生活を豊かにする外出 > …… 施設居住者、高齢者は少ない

デパートなどのショッピング、趣味の外出(コンサート、美術館...),  
友人との食事会、お墓参り...行きたい所へ!

# 乗降介助や家の中の狭い階段介助



## 移動サービス提供団体・・・

- 障害当事者団体の運動、地域のたすけあいとして広がる

地域性が強くサービスの範囲も様々  
ドア to ドア  
ベッド to ベッド

- 団体所有の福祉車両に加え、メンバーの自家用車も使ってサービス提供する団体が多い。

個人の車を社会資源として利用することで社会貢献  
利用の時間帯が重なることを解消、多くのニーズに応える  
利用負担の軽減(個人の車は個人が経費負担)

# 移動制約者の把握

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	H21- H17(C )	(C) 伸び率
人口総数(A)	8,800,206	8,854,830	8,916,854	8,974,075	9,008,743	208,537	102.4 %
<b>移動制約者数</b>							
要支援・要介護認定	226,832	234,357	244,147	253,519	255,613	28,781	112.7 %
身体障害者手帳交付者数	224,190	229,751	235,620	240,983	245,955	21,765	109.7 %
精神障害児者数	27,887	31,928	35,490	39,114	43,384	15,497	155.6 %
知的障害児者把握数	38,985	41,444	43,815	45,456	48,018	9,033	123.2 %
計(B)	517,894	537,480	559,072	579,072	592,970	75,076	114.5 %
人口総数に占める移動制約者の割合(B / A)	5.89%	6.07%	6.27%	6.45 %	6.58%	-	-

平成20年度人口総数は平成21年4月1日現在で国勢調査を基準とした推計値(毎年度同じ)



# 県内における移動サービスの需要

- 移動制約者は急速に増加

要支援・介護認定者、身体障害者手帳交付者など

H21年度末 約59万人、総人口の約6.6%

(H17 49万人 人口の5.6%)

- 今後、神奈川県は全国を上回るスピードで高齢化

H37年には人口の約26%が65歳以上

移動制約者の移動手段の確保が大きな課題に

# 県内のタクシー台数

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	H21- H17(C )	(C) 伸び率
法人タクシー	10,866	10,949	11,008	11,093	10,652	214	98.0%
個人タクシー	2,819	2,812	2,832	2,852	2,830	11	100.4%
ハイヤー	194	195	183	180	198	4	102.1%
福祉車両	72	73	61	59	56	16	77.8%
患者等輸送車 限定	362	421	470	494	559	197	154.4%
計	14,313	14,450	14,554	14,678	14,295	18	99.9%

## 道路運送法の許可・登録状況(福祉有償運送)

	H18.9末	H19.10末	H21.1末	H22.1末	増減
法人数	178	176	169	174	4
車両数	1,597	1,634	1,558	1,545	52
福祉車両	437	481	464	468	31
セダン型車両	1,160	1,153	1,094	1,077	83

# 道路運送法改正後の状況（H18.10.1～）

県内では早くから、  
地域における「たすけあいの移動サービス」の層も厚い  
ボランティア送迎活動が盛ん

県内8ブロックに分け、市町村合同で運営協議会開催をすすめた

平成16年にセダン型車両特区の認定を全国に先駆け県域で取得、  
道路運送法の「福祉有償運送」の許可取得も進む

- 新規に事業を開始する法人数が伸び悩む。事業から撤退する法人も。  
（法改正後の廃止法人数約30）
- 撤退理由：運転者確保や体制維持困難など  
改正道路運送法施行直前の状況と比較すると、  
法人数、車両数ともに減少傾向